

【説明会用】解体工事業等に係る建設業法施行規則改正等に伴う質問

No	分類	質問・意見等	回答	備考
1	業法全般	説明会資料のP5に、建設工事の区分の考え方で『それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。』とあるが、「解体工事業」にはどのような工事が分されるのか。	これまでとび・土工事業の「工作物解体」で実施してきた解体工事が「解体工事業」に分類され、具体例としては、家屋の解体工事が考えられます。	工事分類の考え方については、別紙をご参照ください。
2	許可	解体工事業の業種追加はいつから可能か。	平成28年6月1日以降管轄県土整備事務所(局)受付分から申請できます。	
3	許可	解体工事業の業種追加においても、申請手数料は必要か。	他業種と同じく、50,000円の鳥根県証紙が手数料として必要です。	
4	許可	経過措置期間後、解体工事業の技術者要件として「登録解体工事講習」が必要になる資格があるが、「登録解体工事講習」はどの機関が実施するのか。	登録解体工事講習は、国が平成28年6月より実施機関の申請を受け付けるため、実施機関や実施場所等については平成28年6月以降に決定することになります。	
5	許可	平成28年5月31日現在、とび・土工事業の専任技術者の要件を満たす者が、平成28年6月1日以降、「とび・土工事業の専任技術者は解体工事業の専任技術者としてみなす」規定により解体工事業の専任技術者となった場合、平成33年3月31日までに、新たに解体工事業の専任技術者としての要件を満たさなければ、平成33年4月1日以降は解体工事業の専任技術者の要件を満たしていないこととなり、解体工事業の許可は取り消されてしまうのか。 また、解体工事業の業種追加後に解体工事業の専任技術者としての要件を満たした場合は、変更届の提出が必要か。	平成27年度までに1級土木施工管理技士に合格した者等既存の資格と合わせて解体工事に関する実務経験もしくは講習受講の状況等により、その後許可の有効性に影響が生じることから、経過措置期間中に要件を確認できなければ取消となります。また、その確認は変更届の提出により行う必要があり、合わせて、これらの者は実務経験や講習受講の状況により、用いる資格コードが異なることから、講習を受講等した場合は登録をし直す必要があります。	
6	許可	説明会資料P8について、ここで記載されている監理技術者・主任技術者に該当する者は、営業所の専任技術者の要件を満たすと考えて良いか。	貴見のとおりです。	
7	許可	説明会資料P11について、専任技術者の資格要件を実務経験で証明する場合、同じ工事について複数の業種の実務経験として重複してカウントすることを認めないのが従前の取扱いであるが、改正法施行以前のとび・土工事業のうち、解体工事に分類される工事の実務経験については、例外的にとび・土工事業にも解体工事業にも重複してカウントが認められ、改正法施行後の実務経験については従前の他業種と同じく、重複カウントは認められないとの認識が良いか。	貴見のとおりです。	
8	許可	解体工事業の業種追加申請を行うにあたり、提出する工事経歴書や直前3年の工事施工金額には、とび・土工事業から解体工事業を切り分けて記載しなければならないか。	許可申請及び決算変更届については、事業者負担等を考慮して、施行日(平成28年6月1日)以前に契約した工事については切り分けて記載する必要はありません(ただし、経審を受ける業者については質問No.16を参照ください)。また、施行日以降に契約した解体工事については、経過措置規定に基づき、とび・土工事業で解体工事業を営む場合にはその他工事として、許可申請時及び許可取得後の決算変更届は解体工事業として計上して提出することとします。	
9	許可	説明会資料P8について、解体工事業の主任技術者になれる資格として「登録解体工事試験」の合格者が挙げられているが、これは建設リサイクル法による解体工事業登録において技術管理者になり得る、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う「解体工事施工技士試験」とは別物か。	登録解体工事試験については、国が平成28年6月1日以降に登録申請を開始するため、今の時点では未定です。登録解体工事試験として解体工事施工技士試験が登録されれば、一般建設業の主任技術者となり得る資格になります。	
10	経審	経過措置期間については、解体工事業の許可が無くても、とび・土工事業の許可があれば解体工事業の経審を受けることができるか。	従前の通り、解体工事業の許可が無ければ解体工事業の経審も申請できません。	
11	経審	解体工事業の経審はいつから受けることができるか。	平成28年6月1日以降に面接審査をする業者が対象になります(審査基準日は関係ありません)。なお、上記のとおり解体工事業の許可を受けていなければ申請はできません。	
12	経審	解体工事業の技術者要件において、経過措置期間後は土木施工管理技士等は、「平成27年度までの合格者」は解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講が必要とあるが、経審においては上記要件は適用されず、1級であれば5点、2級は2点が加点されるということで良いか。	経審においても、解体工事業の技術者要件に沿った形で加点することになるため、平成33年4月1日以降は、実務経験または登録解体工事講習の受講が無ければ加点にはなりません。	
13	経審	平成28年6月1日以降に申請する経審について、旧とび・土工事業に解体工事業を含んでいた場合、旧とび・土工事業から解体工事業を切り分けて申請しなければならないとのことだが、切り分けた解体工事業の完成工事高はどこに計上すれば良いか。	解体工事業の経審を受ける場合は、解体工事業の完成工事高として計上し、解体工事業の経審を受けない場合はその他工事の完成工事高を計上します。平成28年6月1日以降には、とび・土工事業の完成工事高には解体工事業の完成工事高を含まないでください。	

14	経審	平成28年6月1日以降に申請する経審について、旧とび・土工事業に解体工事業を含んでいた場合、旧とび・土工事業から解体工事業を切り分けて提出しなければならないとのことだが、工事経歴書は決算の変更届を提出する時点から切り分けて提出する必要があるか。また、工事経歴書を切り分けるにあたり、根拠となる契約書は必要か。	許可申請及び決算変更届については、事業者負担等を考慮して、施行日(平成28年6月1日)以前に契約した工事についてはまでは切り分けて記載する必要はありません。しかし、経審の審査事務をスムーズに進めるため、とび・土工事業から解体工事業を切り分けた工事経歴書を経審の際にご呈示頂く必要があります。完成工事高を2年平均で申請する場合は過去2年分の工事、3年平均で申請する場合には過去3年分の工事について、従前のとび・土工事業で解体工事業を営んでいた場合は、経審の面接日までにとび・土工事業と解体工事業を切り分けた工事経歴書を作り直して頂きますようお願いいたします。また、契約書については前期及び前々期のものについては提示を求めません。今期分のみ、契約書を持参してください。
15	経審	説明資料P18について、平成28年6月1日以降に申請する経審について、解体工事業の経審を受けなくても、完成工事高の最後の欄に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」を記載しなければならないか。	平成28年6月1日以降に経審を受けられる方で、とび・土工事業又は解体工事業のどちらかの経審を受けられる方は、解体の許可の有無、完工高の有無に関わらず、「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」について記載してください。
16	経審	本改正に伴う再審査の取扱いはあるか。	本改正については、再審査を行うことにより点数が上がる者は想定されないため、再審査の取扱いはありません。解体工事業の経審を追加するのは、再申請ではなく新規申請扱いとなります。
17	経審	説明資料P20について、業種コード「99」は、とび・土工事業と解体工事業の両方の技術職員とする場合にだけ使用するのか。	貴見のとおりです。 (例)1級土木施工管理技士の場合 ・土木、とび・土、解体→「01」、「99」(3業種) ・とび・土、解体→「99」(2業種) ・土木、とび・土→「01」、「05」 ・土木、解体→「01」、「29」
18	登録解体業	今回の建設業法の改正に伴って、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録について変更はありますか。	建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録については、技術管理者の要件や資格に変更はありません。また、改正法施行以前は、土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工事業のいずれかの許可を受けた者は登録が不要でしたが、平成28年6月1日以降は土木一式工事業、建築一式工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けた者は登録不要となります。その場合も、平成31年5月末までの経過措置期間中は、とび・土工の許可があれば登録不要です。
19	入札参加資格	競争参加資格について、解体工事業に関する希望工種の追加はいつから受付する予定ですか。	島根県においては現在検討中であり、決定次第お知らせします。